

令和5年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年9月5日(火) 13:40~14:25

2. 開催場所

県庁17階 1701会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 13名

4. 議題

議第7号 漁場計画(内共第14号)について(答申)

議第8号 うなぎ稚魚漁業の制限措置について(答申)

その他

5. 議事の経過

別添のとおり

## 会 議 録

発 言 者	発言内容
<b>開 会</b>	
事 務 局	本委員会定数13名中13名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
議第7号 漁場計画（内共第14号）について（答申）	
事 務 局	漁業権免許の一斉切替に伴う漁場計画の樹立について、漁業法第67条第2項で準用する第64条第4項の規定に基づき、岐阜県知事から意見を求められたため、同法第64条第5項の規定に基づき、利害関係人の意見を聞くための公聴会を開催し、利害関係者の意見も参考にして、岐阜県知事に対し意見を述べるもの。内共第14号は漁業権魚種にニジマスを加える漁場計画に変更したため、再度公聴会を開催。公聴会での公述人はいなかった。
原案のとおり答申することを決定	
議第8号 うなぎ稚魚漁業の制限措置について（答申）	
事 務 局	<p>調整規則第11条に知事許可漁業は制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示することとなっており、3項に内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことが明記されている。この規定に従って、岐阜県知事より本委員会に諮問されたもの。水産庁からのシラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行についての通知について以下のとおり説明。1) 特定水産動物（あわび、なまことともに全長13センチメートル以下のうなぎの稚魚）の採捕は原則禁止、2) この禁止規定の適用除外として、県の漁業調整規則に基づく知事許可漁業が規定。これまでは、調整規則の特別採捕許可で採捕していたが、この法改正により知事許可漁業へ移行。</p> <p>制限措置や優先順位など許可にかかる基本方針を説明。制限措置（案）の内容について以下のとおり説明。漁業種類は火光利用のすくい網漁業とそで網漁業の2種類。操業区域では4つの区域。許可の有効期間はすべて2023年12月1日から2024年11月30日までの1年間。水産庁がシラスウナギの採捕停止を要請した場合、採捕を停止できるように、知事の採捕停止の指示に従わなくてはならない旨規定。</p>
原案のとおり答申することを決定	

その他	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コクチバス対策の現状について報告。</li> <li>・小型機船底引き網漁業の知事許可漁業の結果について報告。</li> </ul>
意見なし	
閉会	
事務局	会長が挨拶し、閉会を宣言。